人権とう希望



小中学校の人権への取組をご紹介します

国分寺市立第三小学校

令和元年・2年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校,国分寺市教育委員会研究協力校として,「『自尊感情』を高め,自分も友達も大切にできる児童の育成」を研究手段とした活動を行っています。

各学年に対応した研究授業だけでなく、日々の取組として、高学年が主体となり気持ちのよい挨拶をしようという「あいさつ月間」、上の学年が下の学年と交流し思いやりの心をはぐくむ「きょうだい学級」、各学級が取り組んだ「いじめ撲滅スローガン」、委員会活動として児童主体での人権週間の取組、児童会が中心となり集めたフワフワ言葉の階段掲示、人権啓発ポスターへの応募など、人権に関する多様な取組が積極的に実施されています。

学校が児童に対し、いじめに関する調査を毎年3回実施していますが、いじめ関連の件数が令和元年度は1回目141件、2回目104件、3回目52件であったところ、令和2年度は1回目67件、2回目65件(3回目はインタビュー時には未実施)と明らかに減少傾向があるということでした。上記のような積極的な取組が、児童の意識啓発につながっているものと思われます。「成瀬]



国分寺市立第五小学校

東京都では「東京ふれあいロード・プログラム」を策定し、快適な道路環境づくりに取り組んでいます。このプログラムに応えたのが、2年生の児童たちです。学校の東側に、「新府中街道」が開通したのをきっかけとして、「内藤・日吉地域連合防災会」のメンバーと共同で、花壇を整備し、準備された花をシャベルで次々と植えていきました。

花を植え、育てることを通して、美しい花を愛でる機会が増えてきます。花のある生活は、人生に潤いをもたらします。皆さまも、新府中街道の花壇に咲く花を見たら、地域の人々が力を合わせて、環境美化に取り組んでいることを思い出してください。





また、「いじめ防止月間」に向けて、「いじめをなくそうスローガン 2020」と題して、各クラスから一つ ずつのスローガンを選出してもらい ました。

全校14クラスから選出されたスローガンが、校内の掲示板に張り出され、2月1日には校長先生から、校内放送で講評を加えて発表されました。[岩崎]

- ・みんななかよしたすけあい楽しく学校生活をおくろう
- ・自分がやられていやなことはしない ・いじめられて いい人はいないよ
- ・いじめを見かけたら すぐ注意しよう ・いじめはぜったいダメ いじめはずっと心のきず

国分寺市立第九小学校



他者のすてきな所を積極的に見つけてほめたり,ありがとうの感謝の気持ちを伝えたり,思いやりを形にしたすてきなカードがたくさんありました。 九小のやさしい気持ちや笑顔が広がっていると感じられ,暖かい気持ちになりました。[村原] 友達や先生,学年やクラスをこえて,まわりの良いところに目を向ける九小の"いいねカード"の取り組みを紹介します。

今年度は、児童の代表委員会で『いいね対決2020』と名付け、クラスにBOXを設置。1年生~6年生までの"いいねカード"は、400枚集まることも。カードは、書かれた相手に届けられたり、廊下に掲示されたりしていました。

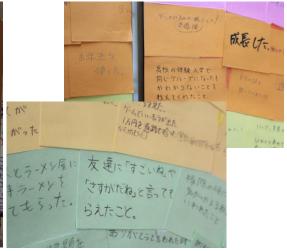
国分寺市立第五中学校

明るい学校をつくろう!と生徒会発案で「虹プロジェクト」に取り組んでいます。自分が感じた嬉しかったこと、夢や希望をカラフルなカードに書いて貼りだすのです。楽しいことをみんなで共有することで、きっと学校中が明るくなると実施しました。様々な楽しい気持ちがたくさん集まりました。

また,意見箱には学校で感じた疑問や悩みなどを受け付け,先生にも手伝ってもらって生徒会役員が解決に向けて答えを考えています。いじめを止めることも考えたこの意見箱,ちいさないざこざなど,気づいたことをなんでも投書できるようにしています。

SNS関係のトラブルがあったり,コロナウイルス感染拡大で部活ができず,ストレスが溜まったりしていますが,先生も含めて何でも話せる風通しの良い学校を目指しています。[田中]





令和2年度 「人権の花」運動

未来へつなげよう違いを認め合う心

令和2年度は、七小と八小の5・6年生が委員会活動として『人権の花』運動に取り組んでくれました。"お花に水をあげていると、自然と優しい気持ちになることに気付きます。そして、植物の生命力にも元気付けられます。お花に対しても、友達に対しても「共に育っていこう」と伝え合っていけたらと思います。"~先生から、すてきな感想をいただきました。

人権擁護委員が訪問して、児童と一緒に活動することはできませんでしたが、実施を見送る他市の学校が多かった中、国分寺では二校が実施され、学校や先生方には感謝の思いでいっぱいです。ありがとうございました。[岩崎]

私たち人権擁護委員は,電話相談「子どもの人権110番」,専用レターでの相談「SOSミニレター」を実施しています。令和2年度は,子どもたちの新型コロナウイルスによる臨時一斉休校や,そのほか新型コロナウイルスの影響により,大幅に活動縮小を余儀なくされました。ただ,縮小された活動範囲の中でも,子どもたちからのミニレターでいじめ,家庭問題などについて相談が寄せられていました。引き続き,子どもたちの気持ちに寄り添い,子どもの権利条約で保障される子どもの人権保障の一助となるよう,活動してまいります。[成瀬]

子どもの人権 110番

子どもや保護者等からの電話相談の対応を法務局職員と連携 しながら取り組んでいます。「困っていること、悩んでいること、 怒っていること」、その他様々な相談に対応しています。

[相談時間] 月~金曜午前8時30分~午後5時15分 60120-007-110

Q:先日,知人の女性から,子どもの出生届を出しておらず,戸籍も作れていない,という相談を 受けました。どこまで事情を聞いていいか迷いつつ、話を聞いていくと、前の夫と離婚して すぐに、別の男性の子を出産したということを言っていました。大人の事情は色々あると思い ますが、その子どもには何も罪はないのに、戸籍が作られない状態となっているのはおかしい と思います。どうにかならないのでしょうか?

A:無戸籍問題についてのご相談ですね。実際,日本国内でも戸籍がない方は存在しており, 様々 な生活上の支障が生じています。

無戸籍問題の多くは、その知人女性のケースのように、いわゆる「300日問題」と呼ばれる事例 が多いと言われています。ごく簡単に説明しますと,離婚後300日以内に生まれた子どもは, 前の夫の子どもと推定するという民法の推定規定が適用され、出生届を出すと戸籍上も前の 夫として記載されます。ところが,様々な事情から,離婚前に夫とは別の男性との間の子を妊娠 出産する場合があり、その子の出生届をためらってしまう事態が生じてしまいます。 もっとも、事情によっては先ほどの民法の推定規定が適用されないという判例もあり、きちんと 法的手続を取れば,前の夫の子と扱われずに出生届が提出できる可能性があります。 まずは,私たち人権擁護委員や弁護士会の主催する法律相談,法テラスなど専門機関へご相談 ください。[成瀬]

相談無料 秘密厳守

身近な人権相談のご案内

あなたの人権が侵害されたとき、生活の悩みや不安を抱えているとき、 お気軽にご相談ください。人権擁護委員が相談を受けています。

どなたでもご利用いただけます。お気軽にお電話でご予約ください。 原則として毎月第2木曜 午後1時~4時(1回30分)

所:男女平等推進センター相談室(ひかりプラザ内)

予約電話:042-573-4378

(受付時間:月~金曜 午前9時~午後5時)(祝日・年末年始を除く)

令和3年度の 相談日(予定)

7月8日, 8月12日, 9月9日, 10月14日, 11月11日, 12月9日, 1月13日, 2月10日, 3月10日

緊急事態宣言の発出中は 休止します。再開する際は 市ホームページ、人権平和課 Twitter等でお知らせします。 ご理解のほどよろしくお願い します。

下記法務省の電話相談等を ご利用ください。

法務省では、電話による人権相談を行っていますのでご利用ください。



①みんなの人権110番(人権一般)

0570-003-110

②女性の人権ホットライン(女性の人権問題) 0570-070-810

③子どもの人権110番(子どもの人権問題) 0120-007-110

④外国語人権相談(外国人の人権問題) 0570-090-911

 $1 \sim 3$

午前8時30分~午後5時15分 ④午前9時~午後5時

※いずれも月~金曜(祝日・ 年末年始を除く)

弁護士による相談

●東京三弁護士会 法律相談電話ガイド 042-548-7175(7月1日より再開)

月~金曜午前10時~正午

●法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

月~金曜午前9時~午後9時 土曜午前9時~午後5時

編集: 国分寺地区人権擁護委員の会

【人権擁護委員:岩崎 文子·熊谷 淳·田中 久美子·成瀨 大輔·二階堂 寬·村原 町子】

発行・問合せ:国分寺市 市民生活部 人権平和課

〒185-0034 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ内 電話:042-573-4378